

「信州版 新たな旅のすゝめ」 宿泊割事業 事業者向けQ & A

2020.10.8現在

■事業者向け Q & A

	質 問	回 答
1	宿泊予約サイトや旅行会社から送客を受けています。お客様から直接連絡が来た場合は対象になりますか。	対象になりません。取り扱いいただいている旅行会社等を通して予約してもらおうようお願いください。
2	県内在住者等はどのように確認するのですか。	販売する旅行会社等において、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認の徹底をお願いします。 団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと県内在住者等であることの住所確認を行ってください。 なお、確認する書類としては以下の資料が想定されます。 身分証明書は、運転免許証、健康保険証、住民票、学生証、マイナンバーカード、公共料金領収書(電話・ガス・水道・NHK受信料など：発行日から2ヵ月以内) などです。
3	旅行会社については、登録事業者でないと宿泊割引は、受けられませんか。	旅行会社については、登録事業者でないと割引が受けられません。登録旅行会社については、下記の特設HPから御確認ください。 (https://tabi-susume.com/)
4	旅行会社が契約している宿泊事業者も、事業者登録の必要はありますか。	登録の必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書（ポスター・ステッカー）を店内、店頭に掲示をお願いします。
5	事業者のマニュアルについては、いつ送ってもらえますか。	旅行会社については、マニュアル及び登録完了通知等を10月6日までにお送りします。 宿泊事業者については、登録完了次第順次お送りさせていただきますが、すぐに割引を適用されたい場合には、観光誘客課（026-235-7253）にご相談ください。
6	日々の販売状況は報告する必要がありますか。	割引支援金の適正かつ効果的な執行を図るため、実施期間中、毎週月曜の正午までに前日までの販売実績等の進捗報告にご協力いただきます。事務局宛にメールにてお送りください。報告様式については、以下のURLからダウンロードしてください。 また、完売された場合は速やかに事務局までご連絡ください。 URL： https://tabi-susume.com.biz
7	旅行会社の実績報告書に添付する「宿泊及び旅行実績が証明できる書類」とはどんなものですか。	お客様のご旅行が（キャンセルされることなく）実際に行われたか、適正に割引が行われたかなどを確認させていただくため、例えば以下のいずれかの書類を想定しています。 宿泊証明書、宿泊施設との宿泊実績に基づく精算書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類、お客様との旅行販売における領収書（旅行内容がわかるもの）です。

8	<p>精算の際に宿泊事業者が提出する書類は、どのようなものがありますか。</p>	<p>①実績報告書（様式5号） ②実績書（様式第6号） ③実績内訳シート・実績入力シート（様式第7号及び別紙） ④割引確認書 ⑤請求書（様式第8号） になります。 ④の割引確認書については、宿泊されるお客様にご記入頂くものになりますので、必ず宿泊者ご本人（代表者）に直筆で記入をお願い致します。 また、精算申請フォームから申請をする場合には、①②⑤の提出は不要となります。（11月2日（月）オープン予定）URL等は後日改めて事務局から発信させていただきます。</p>
9	<p>ディスカバー信州県民宿泊割第2弾を割引上限額まで達した後に、県民に対して、GoTo信州！宿泊割を適用することは可能ですか</p>	<p>基本的に、長野県在住者にはディスカバー信州県民宿泊割第2弾をご利用いただくこととしていますが、GoTo信州！宿泊割の対象者は国内在住者としているため、長野県在住者に対し適用することは差し支えありません。</p>
10	<p>小さなお宿応援事業に参加していますが、「新たな旅のすゝめ」宿泊割事業に参加することはできますか。</p>	<p>小さなお宿応援事業の割引を実施している間は参加することはできません。ただし、小さなお宿応援事業の配分額が終了し、今後、小さなお宿応援事業の割引を行うことがなければ、本事業の対象事業者として申請することは可能です。</p>